

養老町制施行70周年記念 ロゴマーク募集要項

1. 趣旨

養老町は令和6年に町制施行70周年を迎えます。この節目を迎えるにあたり、その機運を高め、養老の歴史や文化、地域資源などの魅力を再認識し、広く強く町内外に発信できるように、ロゴマークを広く募集します。

2. 募集内容

養老町制施行70周年記念事業（以下「記念事業」という。）の4つの基本方針をイメージ・表現したロゴタイプ（デザインされた文字）の入ったマーク

※シンボルマーク（図柄）との組み合わせも可

- ※基本方針 ・養老町の歴史と先人の功績を振り返り、全町をあげて祝う。
- ・地域資源を活かし、ふるさとへのシビックプライドの醸成を図る。
- ・次世代を担う子どもたちの夢や希望を育み、未来を創造する。
- ・養老町の魅力を町内外に積極的に発信する。

3. 応募資格

養老町内に在住または在学する中学生以上の個人

4. 募集期間

令和5年10月10日 から 令和5年12月8日

※郵送の場合：当日必着有効

※メールの場合：当日23時59分までの受信有効

5. 応募方法

下記（１）または（２）により応募してください。FAXでの応募は不可とします。

（１）郵送または直接持ち込みの場合

- ・所定の応募用紙に以下の必要事項を記入し、「12. 応募先および問い合わせ先」の住所まで郵送または持参してください。なお、直接持ち込む場合の受付時間は、土日祝日を除く、平日8時30分から17時15分までとなります。

①デザイン図案 ②デザインコンセプト ③応募者の氏名 ④年齢

⑤住所 ⑥電話番号 ⑦学校名・学年（学生のみ）

- ・デジタルデータを保存したCD-R等で提出する場合は、作品のデジタルデータ（JPEG、PNG形式のいずれか）と併せて、必要事項（上述②～⑦）を記入したファイル（任意様式で可）を提出してください。
- ・応募用紙は町ホームページからダウンロードが可能です。応募用紙を印刷する場合はA4白色用紙を使用してください。

（URL・・・）

（２）メールの場合

- ・件名を「養老町制施行70周年記念事業ロゴマーク応募」としてください。
- ・作品のデジタルデータ（JPEG、PNG形式のいずれか）と併せて、必要事項（上述②～⑦）を記入したファイル（任意様式で可）を添付し、「12. 応募先および問い合わせ先」のメールアドレスに送信してください。
- ・メールに添付するデータ容量は、10MB以下としてください。

6. 応募規格

（１）作品はフルカラーとしてください。

（２）画材および技法、色数は自由ですが、拡大・縮小、単色（白黒コピーを含む）での

使用も考慮してください。

(3) 手描き、デジタルデータいずれの応募も可能です。

(4) 応募は一人一作品としてください。

7. 賞

以下のとおり入賞者に賞状および記念品を授与します。

項目	内容	点数
最優秀賞	賞状および記念品（5万円相当）	1点
優秀賞	賞状および記念品（1万円相当）	2点

8. 審査および発表

(1) 応募された作品は有識者等で構成する選考委員会で審査します。

(2) 入賞者3名のうち1名以上は、未成年者または学生となるよう配慮するものとします。

(3) 入賞者の発表は、令和6年2月頃に入賞者本人に通知します。あわせて町ホームページ等に公表します。

9. 個人情報の取扱い

応募に係る個人情報については、作品の審査・発表、入賞者の表彰、応募状況の集計・公表（統計的に処理し、個人を特定する情報は含まない。）以外の目的で使用しません。

10. 入賞作品の取扱い

(1) 最優秀作品は、記念事業のロゴマークとして各種製作物へ使用するなど、広く活用します。なお、必要により修正や補正をさせていただく場合があります。

(2) 養老町および養老町が認めたもの（以下「町等」という。）が入賞作品を使用するにあたっては、入賞者の氏名を表示しないものとします。ただし、入賞者の発表時には、応募時に記載のあった入賞者の住所（大字まで）または学校名・学年（学生のみ）、氏名について公表します。

(3) 町等が入賞作品を使用するにあたり、その利用形態に応じて入賞作品の拡大、縮小、色調を変更したり、一部修正など改変を加えることを予め承諾いただくものとします。ただし、入賞作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとします。

(4) 町等は、前項以外の改変を行う場合は、予め入賞者の承諾を得るものとします。

(5) 入賞者の入賞作品の著作権等の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、入賞者に帰属します。

(6) 町等は、令和7年3月31日まで、入賞作品を独占的に使用できるものとし、次に掲げる目的に利用できるものとします。

① 入賞作品の発表のため、また、記念事業をPRするため、各種制作物に掲載のうえ、複製・譲渡・貸与・配布等すること。また、ウェブ等に掲載し、無料で配信すること。

② 記念事業の記録として保存するために複製等すること。

11. 注意事項

(1) 応募作品は、未発表のオリジナル作品とし、第三者の有する著作権等の権利を侵害しないものに限ります。なお、これに違反していることが判明した場合、審査結果発表後であっても入賞を取消します。また、既に副賞を進呈した後にその事項が判明した場合、副賞等は返還していただきます。

(2) 応募作品に関し、第三者との間で著作権その他の権利上の問題が生じた場合、その

責任は応募者が負い、応募者において解決するものとします。

(3) 応募作品は返却しません。

(4) 応募作品の送付は、応募者の責任および費用負担によって行うものとします。また、郵送中やメール送信中の事故により作品が届かなかった場合や、不可抗力の事故および何らかの障害でファイルが開けない等の問題が生じた場合、町は一切の責任を負いません。

(5) 受付および不採用の通知は行いません。また、審査過程に関する問い合わせには、一切応じかねます。

(6) 未成年の方は、親権者等の同意を得たうえで応募してください。

(7) 本要項に定めのない事項については、町の判断により決定します。

(8) 応募の時点で、本要項記載事項に同意したものとします。

12. 応募先および問い合わせ先

養老町 総務部企画財政課 秘書広報係

住 所：〒503-1392

養老郡養老町高田798番地

TEL：0584-32-1102（直通）

メール：vision@town.yoro.gifu.jp